

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 8 月 2 日 ( 火 ) 第 333 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
  - 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 3
  - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 4
  - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 4
  - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
  - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 6
  - 官民連携国際旅客船受入促進協定の変更 (港湾空港課取扱い) 7
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7
  - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 7
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 8
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 8
- 公 告
- 一般競争入札公告 (2件) (免許管理課取扱い) 8
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 14

## 告 示

## 鹿児島県告示第624号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
始良市蒲生町白男字小鹿倉5009番21 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
Yメンタルクリニック	鹿児島市荒田一丁目16番3号 YUFIRSTBLDG. 2 F	令和4年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第626号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
知覧平和薬局	南九州市知覧町郡17810番地 3	令和4年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社Connect	大阪市住之江区安立四丁目11番22号	スマイルらいふ訪問看護ステーション鹿児島	鹿児島市東谷山三丁目35番地11203号	令和4年 8月1日	精神通院医療
株式会社IFCLabo	大島郡伊仙町大字伊仙2093-5	光秀訪問看護リハビリステーション	大島郡伊仙町大字犬田布405番地2	令和4年 8月1日	精神通院医療
株式会社まなび島	大島郡与論町茶花130番地	つむぎ訪問看護ステーション	大島郡与論町茶花1613番地	令和4年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ラグーナ診療所	鹿児島市西千石町3番26イー	令和4年	精神通院医療

	スト朝日ビル3F	8月1日	
--	----------	------	--

## 鹿児島県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ドラッグイレブン薬局梅ヶ渚店	鹿児島市伊敷六丁目17番1号	令和4年 8月1日	精神通院医療
なぎさ薬局	鹿児島市鴨池新町11-26	令和4年 8月1日	精神通院医療
おの薬局	霧島市隼人町小田字森畑2397番1	令和4年 8月1日	精神通院医療
フルール薬局	姪良市松原町二丁目27番地7	令和4年 8月1日	精神通院医療
まほろば薬局	大島郡大和村大字大柵字大町415番地	令和4年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ケアネット徳洲会鹿児島	鹿児島市下荒田三丁目44番18号のせビル202号	ケアネット徳洲会鹿児島訪問看護ステーション	鹿児島市下荒田三丁目44番18号	令和4年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第631号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 令和4年7月19日から同年12月31日まで
- 3 作業の地域 十島村諏訪之瀬島全域

## 鹿児島県告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和4年7月25日から同年11月26日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字城久，滝川，早町及び白水の各地内

## 鹿児島県告示第633号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・上竹中，急・金山12，急・田布川12，急・田布川14，急・金山7，急・金山8，急・寺ノ前1，急・山口5，急・山口6，急・松下3，急・宇都9，急・木場12，急・湯穴4，急・水流6，急・水流8，急・桜馬場3，急・宇都10，急・宇都11，急・松下5，急・瀬戸口3，急・宝寿庵18，急・宝寿庵11，急・宝寿庵14，急・宝寿庵15，急・富岡3，急・富岡4，急・湯穴5，急・通山5及び急・宝寿庵16
	南さつま市	急・岩下1

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第634号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により，次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・岩下1

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第635号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称

急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・上竹中, 急・金山12, 急・田布川12, 急・田布川14, 急・金山7, 急・金山8, 急・寺ノ前1, 急・寺ノ前4, 急・山口5, 急・山口6, 急・松下3, 急・宇都9, 急・木場12, 急・湯穴4, 急・水流6, 急・水流8, 急・桜馬場3, 急・宇都10, 急・宇都11, 急・松下5, 急・瀬戸口3, 急・宝寿庵18, 急・宝寿庵11, 急・宝寿庵14, 急・宝寿庵15, 急・富岡3, 急・富岡4, 急・湯穴5, 急・通山5及び急・宝寿庵16
	指宿市	急・松葉2, 急・永嶺尾崎1, 急・山角前1, 急・上川床1, 急・上川床2, 急・深迫1, 急・前床西1, 急・下川床村ノ上1, 急・橋ノ川1, 急・橋ノ口1, 急・中町1, 急・濱畑1, 急・尾掛1, 急・濱迫1, 急・川水流1, 急・古川迫1, 急・立割1, 急・小園前1, 急・古巣1, 急・毛が迫1, 急・水洗1, 急・白山頭1, 急・鎮守平1, 急・鎮守平2, 急・吉崎1, 急・後田ノ畑1, 急・浦村前1, 急・頭師ノ下1, 急・頭師ノ下2, 急・モクラ迫1, 急・モクラ迫2, 急・下小森迫1, 急・小田平1, 急・蛇谷尻1, 急・旧辻堂1, 急・片平ノ上1, 急・十字ノ下1, 急・黒ヶ岡1, 急・黒ヶ岡2, 急・大渡1, 急・久保崎ノ前1, 急・山角前2, 急・山角向1, 急・前原1, 急・増永1, 急・狩集2, 急・宮ノ前1, 急・下川床村ノ上2, 急・下川床村ノ上3, 急・下川床村ノ上4, 急・田ノ上1, 急・石坂1, 急・釣重1, 急・小吉前1, 急・上温湯1, 急・湯ノ迫1, 急・モクラ迫3, 急・白山1, 急・浦村前2, 急・水迫1, 急・宮田迫1, 急・宮田迫2, 急・毛が迫2, 急・前田1, 急・頭師ノ下3, 急・松久保2, 急・白山頭2, 急・大坪1, 急・中迫1, 急・権現平1, 急・権現平2, 急・西羽堂山1, 急・隠レ迫1, 急・嶽1, 急・前平2, 急・西落シ平1, 急・モガセ1, 急・モガセ2, 急・モガセ3, 急・迫後1, 急・赤ヶ床1, 急・南平1, 急・迫後2, 急・中野2, 急・亀割坂1, 急・見上迫1, 急・峠ノ下1, 急・川頭1, 急・川頭2, 急・西土器1, 急・岩屋1, 急・東サシキレ1, 急・清水迫1, 急・下菌前1及び急・中花房平1
	南さつま市	急・岩下1
	南九州市	急・粟ヶ窪1, 急・鶴田1, 急・佃1, 急・粟ヶ窪2, 急・御領山下1, 急・御領山下2, 急・上出5, 急・上出6, 急・佃2, 急・赤崎2, 急・山脇1, 急・矢越1, 急・矢越2, 急・矢越3, 急・矢越4, 急・矢越5, 急・東馬渡2, 急・西馬渡1, 急・東馬渡3, 急・西馬渡2, 急・奥菌1, 急・浦芝原1, 急・浜村1, 急・浜村2, 急・麓4, 急・麓5, 急・平丹花2, 急・志戸6, 急・志戸7, 急・志戸8, 急・鬼口1, 急・鬼口2, 急・麓6, 急・麓7, 急・麓8, 急・長崎2及び急・長崎3
土石流	指宿市	土・前之迫1, 土・谷迫1, 土・奈良崎東1, 土・蛇谷尻2, 土・地獄平1, 土・権現平1, 土・馬場平1, 土・卯寅1, 土・見上迫1, 土・川平1, 土・長園1, 土・垣内1及び土・垣内2

(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川

港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年8月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・上竹中, 急・金山12, 急・田布川12, 急・田布川14, 急・金山7, 急・金山8, 急・寺ノ前1, 急・寺ノ前4, 急・山口5, 急・山口6, 急・松下3, 急・宇都9, 急・木場12, 急・湯穴4, 急・水流6, 急・水流8, 急・桜馬場3, 急・宇都10, 急・宇都11, 急・松下5, 急・瀬戸口3, 急・宝寿庵18, 急・宝寿庵11, 急・宝寿庵14, 急・宝寿庵15, 急・富岡3, 急・富岡4, 急・湯穴5及び急・宝寿庵16
	指宿市	急・松葉2, 急・永嶺尾崎1, 急・山角前1, 急・上川床1, 急・上川床2, 急・深迫1, 急・前床西1, 急・下川床村ノ上1, 急・橋ノ川1, 急・橋ノ口1, 急・中町1, 急・濱畑1, 急・尾掛1, 急・瀆迫1, 急・川水流1, 急・古川迫1, 急・立割1, 急・小園前1, 急・古巢1, 急・毛が迫1, 急・水洗1, 急・白山頭1, 急・鎮守平1, 急・鎮守平2, 急・吉崎1, 急・後田ノ畑1, 急・浦村前1, 急・頭師ノ下1, 急・頭師ノ下2, 急・モクラ迫1, 急・モクラ迫2, 急・下小森迫1, 急・小田平1, 急・蛇谷尻1, 急・旧辻堂1, 急・片平ノ上1, 急・十字ノ下1, 急・黒ヶ岡1, 急・黒ヶ岡2, 急・大渡1, 急・久保崎ノ前1, 急・山角前2, 急・山角向1, 急・前原1, 急・増永1, 急・狩集2, 急・宮ノ前1, 急・下川床村ノ上2, 急・下川床村ノ上3, 急・下川床村ノ上4, 急・田ノ上1, 急・石坂1, 急・釣重1, 急・小吉前1, 急・上温湯1, 急・湯ノ迫1, 急・モクラ迫3, 急・白山1, 急・浦村前2, 急・水迫1, 急・宮田迫1, 急・宮田迫2, 急・毛が迫2, 急・前田1, 急・頭師ノ下3, 急・松久保2, 急・白山頭2, 急・大坪1, 急・中迫1, 急・権現平1, 急・権現平2, 急・西羽堂山1, 急・隠レ迫1, 急・嶽1, 急・前平2, 急・西落シ平1, 急・モガセ1, 急・モガセ2, 急・モガセ3, 急・迫後1, 急・赤ヶ床1, 急・南平1, 急・迫後2, 急・中野2, 急・亀割坂1, 急・見上迫1, 急・峠ノ下1, 急・川頭1, 急・川頭2, 急・西土器1, 急・岩屋1, 急・東サシキレ1, 急・清水迫1, 急・下藪前1及び急・中花房平1
	南さつま市	急・岩下1
	南九州市	急・粟ヶ窪1, 急・鶴田1, 急・佃1, 急・粟ヶ窪2, 急・御領山下1, 急・御領山下2, 急・上出5, 急・上出6,

		急・佃2, 急・赤崎2, 急・山脇1, 急・矢越1, 急・矢越2, 急・矢越3, 急・矢越4, 急・矢越5, 急・東馬渡2, 急・西馬渡1, 急・東馬渡3, 急・西馬渡2, 急・奥藪1, 急・浦芝原1, 急・浜村1, 急・浜村2, 急・麓4, 急・麓5, 急・平丹花2, 急・志戸6, 急・志戸7, 急・志戸8, 急・鬼口1, 急・鬼口2, 急・麓6, 急・麓7, 急・麓8, 急・長崎2及び急・長崎3
土石流	指宿市	土・谷迫1, 土・奈良崎東1, 土・蛇谷尻2, 土・地獄平1, 土・権現平1, 土・馬場平1, 土・卯寅1, 土・見上迫1, 土・川平1, 土・長園1, 土・垣内1及び土・垣内2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第637号

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第3項の規定により締結した官民連携国際旅客船受入促進協定（平成31年3月29日鹿児島県告示第315号をもって公示）において定めた事項を変更したので、次のとおり公示し、関係書類を一般の閲覧に供する。

令和4年8月2日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 協定の名称  
鹿児島港クルーズ拠点形成協定書
- 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地  
かごしま第2クルーズターミナル（仮称）  
鹿児島市中央港新町内
- 協定の有効期間  
平成31年3月9日から令和46年3月31日まで
- 協定の写しの閲覧の場所  
鹿児島県土木部港湾空港課

### 鹿児島地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年8月2日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共同生活援助事業所パンフィック	日置市伊集院町徳重二丁目8番地3	一般社団法人福City	日置市伊集院町妙円寺三丁目2240番地8	勝田 一生	令和4年7月11日	短期入所・共同生活援助

### 大島支庁告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年8月2日

大島支庁長 新川康枝

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス愛かな	大島郡龍郷町瀬留森足原1116番地	特定非営利活動法人奄美愛かな工房	大島郡龍郷町瀬留森足原1116番地	前田 博仁	令和4年7月1日	児童発達支援

## 大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和4年8月2日

大島支庁長 新川康枝

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はぐくみ	大島郡徳之島町亀徳3345番地	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康洋	令和4年6月30日	就労継続支援B型

## 大島支庁告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年8月2日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーハウスさんぼみち	大島郡徳之島町亀津7371-2前田ビル2号室	特定非営利活動法人すまいる福祉会	大島郡徳之島町亀津3075政木アパート2階	前田千代美	令和4年7月1日	行動援護

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年8月2日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 木下雄一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
運転者管理システム等用端末機器の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで



なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

### (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

### (3) 申請書類の受付期間

令和4年8月2日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵便による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部交通部免許管理課  
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

### (3) 郵便による入札書の提出方法

(2)の提出場所に配達を証明することができる郵便又は信書便により送付すること。

### (4) 郵便による入札書の提出期限

令和4年9月22日午後5時15分必着

### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 9 月 26 日 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県警察本部交通部免許管理課会議室 (交通安全教育センター 2 階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 4 年 8 月 23 日 午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部交通部免許管理課長) を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部交通部免許管理課長) を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係

鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122  
電話番号 099-266-0111 (内線210)  
ファックス番号 099-266-5495

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Driver management system for terminal equipment:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the tender documentation
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the tender documentation
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 22 September 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
License management Division  
Traffic Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
5-1-2 Nanei, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan  
TEL 099-266-0111(ext.210)  
FAX 099-266-5495

## 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和4年8月2日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 木下雄一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
IC運転免許証関連機器の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和5年3月1日から令和12年2月28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
- 資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
- 鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
- 令和4年8月2日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 郵便による入札書の提出場所
- 鹿児島県警察本部交通部免許管理課  
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122
- (3) 郵便による入札書の提出方法
- (2)の提出場所に配達を証明することができる郵便又は信書便により送付すること。
- (4) 郵便による入札書の提出期限
- 令和4年9月22日午後5時15分必着
- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時 令和4年9月26日午前10時  
イ 場所 鹿児島県警察本部交通部免許管理課会議室（交通安全教育センター2階）
- (6) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (イ) 交付場所 (2)に同じ。  
(イ) 交付期限 令和4年8月23日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
- 4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部交通部免許管理課長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部交通部免許管理課長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係  
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122  
電話番号 099-266-0111（内線210）  
ファックス番号 099-266-5495

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
IC Driver's license related equipment:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the tender documentation
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the tender documentation

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 22 September 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
License management Division  
Traffic Departmentt  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
5-1-2 Nanei,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan  
TEL 099-266-0111(ext.210)  
FAX 099-266-5495

**公安委員会告示****鹿児島県公安委員会告示第82号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年8月2日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PフィーバークィーンRUSH-Y	株式会社ジェイビー	1P1857
回胴式遊技機	S B I G 島唄 E 2 - 3 0	株式会社オリンピアエ ステート	2S0592